官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とニカラグア共和国政府との間の口上書の交換に関する件（外務六八）　一
○グアテマラ共和国における持続可能な農業経営、収穫後処理施設の整備及び栄養改善の推進を通じた先住民コミュニティの強靭性向上計画のための贈与に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件（同六九）　二
○フィリピン共和国における紛争影響地域の離島における国内避難民のための母子保健サービス強化計画のための贈与に関する日本国政府と国際移住機関との間の書簡の交換に関する件（同七〇）　四
○保安林の指定をする件（農林水産二〇九～二一四）　四
○合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第三十条の規定に基づき登録実施事務の全部を廃止する件（農林水産・経済産業・国土交通一）　四
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（国土交通二九八）　四
○砂防法第二条の土地を指定する件（同二九九～三〇一）　四
○直轄砂防工事を施行する件（同三〇二～三〇四）　五
○海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示（海上保安庁八）　五
○都市計画に関する件（関東地方整備局四二、四三）　六
○都市計画に関する件（北陸地方整備局四）　六
○道路に関する件（中部地方整備局一四）　六
○道路に関する件（四国地方整備局五）　六
○道路に関する件（沖縄総合事務局一、二）　七
〔国会事項〕　七
〔人事異動〕
内閣　八
〔叙位・叙勲〕　八
〔皇室事項〕　九
〔官庁報告〕
官庁事項　九
指定確認検査機関に対する監督命令に係る公示（国土交通省）　九
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三条の規定に基づき暴力団を指定する件（広島県公安委告示配一）　一〇
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三条の規定に基づき暴力団を指定する件（福岡県公安委告示配一、二）　一〇
〔公　告〕
諸事項
官庁
前払式支払手段発行者の発行保証金に係る配当表、建設業の許可の取消処分、建築基準適合判定資格者に対する処分関係　二
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　二四
会社その他

その他告示

○外務省告示第六十八号

令和八年一月十五日にマナグアで、円借款の供与に関する日本国政府とニカラグア共和国政府との間の平成二十九年十月三日付けの交換公文に従ってニカラグア共和国政府に供与されることになったリオ・ブランコ－シウナ間橋梁・国道整備計画の実施に係る円貨による借款の支出期間がニカラグア共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の取決めにより令和十年三月二十九日まで延長される旨の口上書の交換が、ニカラグア共和国政府との間に行われた。

令和八年二月二十四日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第六十九号

令和七年十二月五日にグアテマラで、グアテマラ共和国における持続可能な農業経営、収穫後処理施設の整備及び栄養改善の推進を通じた先住民コミュニティの強靭性向上計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　持続可能な農業経営、収穫後処理施設の整備及び栄養改善の推進を通じた先住民コミュニティの強靭性向上計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　四億七千二百万円

3　署名者

日　本　側　桑名良輔在グアテマラ大使

世界食糧計画側　アンドリュー・スタンホープ在グアテマラ事務所代表

令和八年二月二十四日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第七十号

令和八年一月二十二日にマニラで、フィリピン共和国における紛争影響地域の離島における国内避難民のための母子保健サービス強化計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際移住機関との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　紛争影響地域の離島における国内避難民のための母子保健サービス強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

２　贈与の限度額　五億千六百万円
３　贈与の供与期限　令和九年一月三十一日
４　署名者
日　本　側　遠藤和也在フィリピン大使
国際移住機関側　トリスタン・バーネット在フィリピン事務所長
令和八年二月二十四日
外務大臣　茂木　敏充

○農林水産省告示第二百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和八年二月二十四日
農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　熊本県葦北郡芦北町大字白岩字西五七五の一・六二二の一・六二三・六三〇・六三二・六四二の一・六四三・六四四・六四六の一（以上九筆について次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
１　主伐は、択伐による。
２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和八年二月二十四日
農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　熊本県葦北郡芦北町大字芦北字北田二三八三の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
１　次の森林については、主伐は、択伐による。
字北田二三八三の一（次の図に示す部分に限る。）
２　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
３　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
４　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和八年二月二十四日
農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　熊本県葦北郡芦北町大字田浦字樋ノ口迫二八九三・二九二三・二九一六・二九二〇（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、二九二一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
１　次の森林については、主伐は、択伐による。
字樋ノ口迫二九一三（次の図に示す部分に限る。）
２　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
３　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
４　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和八年二月二十四日
農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　熊本県葦北郡芦北町大字小田浦字志水二六九二、二七〇九、二七三〇、二七三一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
１　次の森林については、主伐は、択伐による。
字志水二七三〇・二七三一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
２　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
３　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
４　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和八年二月二十四日
農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　熊本県葦北郡芦北町大字乙千屋字飽草三八七の二、三九三
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
１　主伐に係る伐採種は、定めない。
２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和八年二月二十四日
農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　熊本県球磨郡相良村大字四浦西字下椎葉四二〇八
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
１　次の森林については、主伐は、択伐による。
字下椎葉四二〇八（次の図に示す部分に限る。）
２　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
３　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
４　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び相良村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和八年二月二十四日
農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　広島県三次市三和町上壱字光登喜五七八五、字鈴鹿一〇〇八六の一、一〇〇九七
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
１　主伐は、択伐による。
２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び三次市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年二月二十四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　広島県庄原市比和町森脇字王居峠西平五二六一の三、五二六一の六、五二六一の七、五二六三の一、五二六三の二、五二六四の一、五二六四の二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年二月二十四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　広島県庄原市比和町森脇字矢之谷五五四九

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年二月二十四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　広島県福山市加茂町字粟根字深山口五二三の二、五三四、五四一、七一三七、七一三九、七一四一、七一四二、七一五六の一、七一五八、七一六三の一、字井手ノ上七一七四の一、七一七六、七一七八、七一八二、字西光寺七一一五の一、字坊寺七二二六、字木阪七一一九の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び福山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年二月二十四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　広島県府中市木野山町字戸羽山坂ノ曽根一〇三二三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び府中市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年二月二十四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　山形県西置賜郡白鷹町大字荒砥乙字須ノ場三一五三の七〇・三一五三の一三二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三一五三の七一、三一五三の七二、字立石三一五六の八九から三一五六の九二まで、三一五六の一五八、三一五六の一七八、三一五六の二一六、三一五六の二一八、三一五六の二三二、三一五六の二三四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山形県庁及び白鷹町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年二月二十四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　北海道爾志郡乙部町字緑町一〇二三地先・一〇二三（以上一筆地先一筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、九八三の一（次の図に示す部分に限る。）、一〇二六、一〇二七

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び乙部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年二月二十四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　兵庫県朝来市羽渕字柴苔四〇、四九、五一、五二の一、字谷ノ上五三、五三の一、五四の二、五四の三、五七から五九まで、字西七九一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字柴苔四九・五一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、五二の一、字谷ノ上五三・五三の一・五四の二・五四の三（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、字西七九一

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年二月二十四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　兵庫県朝来市和田山町法興寺字法谷一〇（次の図に示す部分に限る。）、八の一から八の四まで、九の一、一一、一二、一五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字法谷八の一・八の三・八の四・一一・一二（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、一五

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都庁及び青梅市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年二月二十四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　東京都青梅市柚木町二丁目九〇七（次の図に示す部分に限る。）、三四〇の一、三四三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都庁及び青梅市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省
国土交通省告示第一号

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成二十八年法律第四十八号）第三十条の規定に基づき、登録実施機関から登録実施事務の全部を廃止する旨の届出があったので、同法第三十六条第二号の規定に基づき次のとおり公示する。

令和八年二月二十四日

農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　金子　恭之

一　登録実施機関の名称及び登録実施機関番号
一般財団法人建材試験センター（登録実施機関第００５号）

二　廃止する登録実施事務の対象
登録実施事務の全て

三　廃止する年月日
令和八年三月三十一日

○国土交通省告示第二百九十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和八年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和八年二月二十四日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
志遊美谷

二　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和五十六年建設省告示第千五百二十九号で指定した同号一二に掲げる土地の区域を除く。）

高知県土佐郡大川村小麦畝
字弓ノ山　一〇二番　一号
一五五番一　二号
一五六番一　三号から八号まで
一五六番二　九号
一五七番　十号から十四号まで

高知県土佐郡大川村大平
字テバシ　三四八番六　十五号から十九号まで

○国土交通省告示第二百九十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年二月二十四日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
大谷

二　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十四年建設省告示三千二十八号で指定した同号一二に掲げる土地の区域を除く。）

高知県土佐郡土佐町土居
字須麻山　一二四六番五　一号及び六号
一二四六番一　二号及び三号
一二四六番二　四号及び五号

○国土交通省告示第三百号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年二月二十四日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
東大谷

二　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十七年建設省告示第千三百四十六号で指定した同号三一に掲げる土地の区域を除く。）

愛媛県東温市南方
字城谷　二九九五番五七　一号
二九九五番六二　二号
二九九五番六七　三号
字三所ヶ成　二九九四番六〇　四号
二九九四番八九　五号

○国土交通省告示第三百一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年二月二十四日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
表川

二　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十二年建設省告示第千七百六十五号で指定した同号一に掲げる土地の区域を除く。）

愛媛県東温市河之内
字下ノ原　甲三〇三〇番一　一号及び三号
地先道路敷　甲三〇三〇番一　二号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱四号から六号までを順次結んだ線及び標柱四号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十二年建設省告示第千七百六十五号で指定した同号一に掲げる土地の区域を除く。）

愛媛県東温市河之内
字下原　甲三〇三六番　四号
字下ノ原　甲三〇三九番一　五号
字落シ　甲三一六〇番一　六号

○国土交通省告示第三百二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、次の土地において、令和八年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和八年二月二十四日

国土交通大臣　金子　恭之

一　大谷
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

高知県土佐郡土佐町土居
字須麻山　一二四六番五　一号及び六号
一二四六番一　二号及び三号
一二四六番二　四号及び五号

○国土交通省告示第三百三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、次の土地において、令和八年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和八年二月二十四日

国土交通大臣　金子　恭之

一　東大谷
次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域
愛媛県東温市南方
字城谷　二九九五番五七　一号
二九九五番六二　二号
二九九五番六七　三号
字三所ヶ成　二九九四番六〇　四号
二九九四番八九　五号

○国土交通省告示第三百四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、次の土地において、令和八年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第一項の規定に基づき、告示する。
令和八年二月二十四日
国土交通大臣　金子　恭之

○海上保安庁告示第八号

海上保安庁法施行令（昭和二十三年政令第九十六号）第二条の規定に基づき、海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示を次のように定める。
令和八年二月二十四日
海上保安庁長官　瀬口　良夫

第一条　海上保安庁の船舶の番号及び標識（昭和二十四年海上保安庁告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表 （略） 巡視艇 番号　船名 （略） CL 48　しおかぜ （略） CL 109　はまかぜ （略）	別表 （略） 巡視艇 番号　船名 （略） CL 48　しおかぜ CL 50　はまかぜ （略） CL 109　のげかぜ （略）

一　表川
イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十二年建設省告示第千七百六十六号で指定した土地の区域を除く。）
愛媛県東温市河之内
字下ノ原　甲三〇三〇番一　一号及び三号
地先道路敷
甲三〇三〇番一　二号
ロ　次に掲げる土地に存する標柱四号から六号までを順次結んだ線及び標柱四号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十二年建設省告示第千七百六十六号で指定した土地の区域を除く。）
愛媛県東温市河之内
字下原　甲三〇三六番　四号
字下ノ原　甲三〇三九番一　五号
字落シ　甲三一六〇番一　六号

第二条　海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表 （略） 灯台見回り船 番号　船名 LM 208　こううん （略）	別表 （略） 灯台見回り船 番号　船名 LM 207　あやばね LM 208　こううん （略）

第三条　海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表 巡視船 番号　船名 （略） PL 206　だいとう （略）	別表 巡視船 番号　船名 （略） PL 206　だいとう PM 14　たかとり （略）

附　則

この告示は、令和八年二月二十五日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一　第二条の規定　令和八年三月二十四日
二　第三条の規定　令和八年三月二十六日

○関東地方整備局告示第四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
令和八年二月二十四日
関東地方整備局長　橋本　雅道
一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和二十八年建設省告示第千三百五十八号東京都市計画下水道事業東京都公共下水道
三　事業施行期間　自昭和二十八年十月十二日至令和十三年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　昭和二十八年建設省告示第千三百五十八号、昭和三十年建設省告示第千二百六十六号、昭和三十三年建設省告示第九百八十三号、昭和三十五年建設省告示第八百五号、昭和三十六年建設省告示第八百十五号、昭和三十七年建設省告示第千九十二号、昭和三十七年建設省告示第三千二百五号、昭和三十九年建設省告示第二百九十二号、昭和三十九年建設省告示第三千三百八十号、昭和四十一年建設省告示第二千八百七十一号、昭和四十六年建設省告示第三百七十七号、昭和四

十八年建設省告示第五百六十七号、昭和五十年建設省告示第千四百五十四号、昭和五十三年建設省告示第五十七号、昭和五十五年建設省告示第百七十号、昭和五十六年建設省告示第六百四十号、昭和五十七年建設省告示第三百三十四号、昭和五十九年建設省告示第三十号、昭和六十年建設省告示第千百三十号、昭和六十二年建設省告示第三百一号、昭和六十三年建設省告示第二百三十九号、平成元年建設省告示第千九十五号、平成元年建設省告示第千九百二十九号、平成二年建設省告示第千二百二十号、平成三年建設省告示第千三百八十一号、平成四年建設省告示第七百八十号、平成五年建設省告示第六百九十七号、平成六年建設省告示第二千百三号、平成七年建設省告示第千一号、平成八年建設省告示第千三百四十四号、平成九年建設省告示第千二百六十一号、平成十一年建設省告示第二百四十八号、平成十一年建設省告示第九百二十六号、平成十二年建設省告示第千六百四号、平成十三年関東地方整備局告示第三百十二号、平成十五年関東地方整備局告示第百二十八号、平成十五年関東地方整備局告示第二百三十一号、平成十七年関東地方整備局告示第二百六十六号、平成十七年関東地方整備局告示第四百七十六号、平成十八年関東地方整備局告示第三百八十一号、平成十九年関東地方整備局告示第六十九号、平成二十年関東地方整備局告示第二百四十四号、平成二十二年関東地方整備局告示第百七十九号、平成二十七年関東地方整備局告示第二百六号、平成二十九年関東地方整備局告示第百八十六号、平成三十年関東地方整備局告示第六十三号、平成三十年関東地方整備局告示第二百五十九号、令和二年関東地方整備局告示第九十四号、令和三年関東地方整備局告示第六十七号、令和四年関東地方整備局告示第二百七十七号及び令和六年関東地方整備局告示第百五十五号の事業地に江東区海の森一丁目、海の森二丁目、海の森三丁目及び海の森三丁目地先並びに大田区令和島一丁目及び令和島二丁目を加える。

○関東地方整備局告示第四十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月二十四日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　千葉県

二　都市計画事業の種類及び名称　市川都市計画道路事業三・三・九号柏井大町線

三　事業施行期間　自令和八年二月二十四日至令和十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　千葉県市川市大町及び大野町三丁目地内

使用の部分　千葉県市川市大町地内

○北陸地方整備局告示第四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月二十四日

北陸地方整備局長　髙松　諭

一　施行者の名称　新潟県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十七年建設省告示第四百二号南魚沼都市計画下水道事業魚野川流域下水道（六日町処理区）

三　事業施行期間　自昭和五十七年三月十二日至令和十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○中部地方整備局告示第十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年二月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年二月二十四日

中部地方整備局長　森本　輝

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
飛騨市神岡町東茂住字赤谷三番一から同市神岡町東茂住字赤谷一番一まで	前	二〇・二〇～六三・〇二	〇・二五〇
	後	二〇・二〇～一〇六・九〇	〇・二七〇

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局高山国道事務所

○四国地方整備局告示第五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年二月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年二月二十四日

四国地方整備局長　豊口　佳之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
観音寺市吉岡町字道上二〇九番一から同市植田町字東原三三番一まで	前	一〇・九〇～三〇・九二	〇・三七二
	後	二九・二六～四三・六四	〇・三七二
三豊市豊中町本山甲字樋之尻一二四〇番一から同市豊中町本山甲字新田一八二二番四まで	前	二三・〇九～五六・四〇	〇・三一二
	後	二三・三九～五六・四〇	〇・三一二

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所

○沖縄総合事務局告示第一号

次のように道路の沿道区域を指定したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十四条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年二月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年二月二十四日

沖縄総合事務局長　小八木大成

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十八号

(三)　沿道区域

区間	沿道区域の最大幅員（メートル）	延長（キロメートル）	道路法第四十四条第三項の規定による措置の対象
名護市字許田長浜原九番一から同市字許田湊川原九十七番二まで	七・二〇	一・二四五	電柱、広告塔、看板、運動施設の支柱等

(四)　図面縦覧場所　沖縄総合事務局及び同局北部国道事務所

○沖縄総合事務局告示第二号

令和八年二月二十五日付けで、次のように届出対象区域を指定するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十四条の二第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年二月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年二月二十四日

沖縄総合事務局長　小八木大成

届出対象区域の存する土地の所在地（沿道区域の存する土地の所在地）	届出対象区域に接続する道路の路線名	工作物
名護市字許田長浜原九番一から同市字許田湊川原九十七番二まで（名護市字許田長浜原九番一から同市字許田湊川原九十七番二まで）	一般国道五十八号	電柱、広告塔、看板、運動施設の支柱等

図面縦覧場所　沖縄総合事務局及び同局北部国道事務所

国会事項

開会式

第二百二十一回国会の開会式は、二月二十日天皇陛下の御臨席のもとに参議院議場において行われた。

衆議院議長は、次の式辞を述べた。

天皇陛下の御臨席を仰ぎ、第二百二十一回国会の開会式を行うに当たり、衆議院及び参議院を代表して、式辞を申し述べます。

去る二月八日衆議院議員の総選挙が行われ、二月十八日をもって特別国会が召集されました。

我々は、新たな決意の下に、内政、外交の各般にわたり、速やかに必要な施策を講ずることにより、国民生活の安定向上に万全を期するとともに、国際社会の一員として、諸外国との相互理解と協力を更に深め、世界の繁栄と恒久平和の実現に一層貢献していかなければなりません。

ここに、国会は先の総選挙による新議員を迎え、我々に課せられた重大な使命に鑑み、日本国憲法の精神を体し、各々最善を尽くしてその任務を遂行し、もって国民の信託に応えようとするものであります。

次に、天皇陛下から次のおことばを賜った。

本日、第二百二十一回国会の開会式に臨み、衆議院議員総選挙による新議員を迎え、全国民を代表する皆さんと一堂に会することは、私の深く喜びとするところであります。

国会が、国民生活の安定と向上、世界の平和と繁栄のため、永年にわたり、たゆみない努力を続けていることを、うれしく思います。

ここに、国会が、当面する内外の諸問題に対処するに当たり、国権の最高機関として、その使命を十分に果たし、国民の信託に応えることを切に希望します。

衆議院

質問書提出

二月十九日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

行き過ぎた緊縮志向に関する質問主意書（緒方林太郎提出）

財源に関する質問主意書（緒方林太郎提出）

政府特別補佐人承認

二月十九日森議長は、高市内閣総理大臣申出の次の者を、第二百二十一回国会政府特別補佐人とすることを承認した。

人事院総裁　川本　裕子
内閣法制局長官　岩尾　信行
公正取引委員会委員長　茶谷　栄治
原子力規制委員会委員長　山中　伸介
公害等調整委員会委員長　永野　厚郎

議事日程

二月二十日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第二号
令和八年二月二十日（金曜日）
正午開議
第一　常任委員の選任
第二　常任委員長の選挙
第三　憲法審査会委員の選任
第四　情報監視審査会委員の選任
第五　政治倫理審査会委員の選任

一　国務大臣の演説

辞令

衆議院参事に任命する　杉戸　研介
副議長秘書を命ずる（二月十九日）

参議院

議事日程

二月二十日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第二号
令和八年二月二十日（金曜日）
午後三時五十分開議
第一　国務大臣の演説に関する件

政府特別補佐人承認

二月十九日関口議長は、高市内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第二百二十一回国会政府特別補佐人として承認した。

人事院総裁　川本　裕子
内閣法制局長官　岩尾　信行
公正取引委員会委員長　茶谷　栄治
原子力規制委員会委員長　山中　伸介
公害等調整委員会委員長　永野　厚郎

人事異動

内閣

デジタル副大臣に任命する　今枝宗一郎
内閣府副大臣に兼ねて任命する
復興副大臣に任命する　田所　嘉徳
内閣府副大臣に兼ねて任命する
復興副大臣に任命する　瀬戸　隆一
内閣府副大臣に兼ねて任命する
内閣府副大臣に任命する（各通）　岩田　和親
鈴木　隼人
津島　淳
総務副大臣に任命する（各通）　堀内　詔子
高橋　克法
法務副大臣に任命する　三谷　英弘
外務副大臣に任命する（各通）　国光あやの
（佐藤　文乃）
堀井　巌
財務副大臣に任命する（各通）　中谷　真一
舞立　昇治
文部科学副大臣に任命する（各通）　小林　茂樹
中村　裕之
厚生労働副大臣に任命する（各通）　長坂　康正
仁木　博文
農林水産副大臣に任命する（各通）　根本　幸典
山下　雄平
経済産業副大臣に任命する　井野　俊郎
内閣府副大臣に兼ねて任命する（各通）　山田　賢司
国土交通副大臣に任命する　佐々木　紀
国土交通副大臣に任命する　酒井　庸行
内閣府副大臣に兼ねて任命する
復興副大臣に兼ねて任命する
環境副大臣に任命する　青山　繁晴

環境副大臣に任命する　辻　清人
内閣府副大臣に兼ねて任命する
防衛副大臣に任命する　宮崎　政久
内閣府副大臣に兼ねて任命する
デジタル大臣政務官に任命する　川崎ひでと
内閣府大臣政務官に兼ねて任命する　（川崎　秀人）
内閣府大臣政務官に任命する（各通）　金子　容三
若山　慎司
古川　直季
総務大臣政務官に任命する（各通）　中野　英幸
向山　淳
梶原　大介
法務大臣政務官に任命する　福山　守
外務大臣政務官に任命する（各通）　英利アルフィヤ
（英利アリフェヤー）
大西　洋平
島田　智明
財務大臣政務官に任命する（各通）　三反園　訓
高橋はるみ
福田かおる
（北口かおる）
文部科学大臣政務官に任命する　清水　真人
文部科学大臣政務官に任命する　栗原　渉
復興大臣政務官に兼ねて任命する　神谷　政幸
厚生労働大臣政務官に任命する（各通）　広瀬　建
山本　啓介
農林水産大臣政務官に任命する（各通）　越智　俊之
経済産業大臣政務官に任命する　小森　卓郎
内閣府大臣政務官に兼ねて任命する
経済産業大臣政務官に任命する　加藤　竜祥
内閣府大臣政務官に兼ねて任命する　永井　学
復興大臣政務官に兼ねて任命する
国土交通大臣政務官に任命する（各通）

国土交通大臣政務官に任命する
内閣府大臣政務官に兼ねて任命する
復興大臣政務官に兼ねて任命する
　森下　千里
（森　千里）
環境大臣政務官に任命する
　友納　理緒
（土肥　理緒）
環境大臣政務官に任命する
内閣府大臣政務官に兼ねて任命する
　若林　洋平
防衛大臣政務官に任命する
　吉田　真次
防衛大臣政務官に任命する
内閣府大臣政務官に兼ねて任命する（以上二月十九日）
　上田　英俊

叙位・叙勲

○叙位

従五位に叙する（各通）
　堀田　芳輝　松木　義明
従五位に叙する（各通）
　青木　滿守　白石　護
　橋本　亮　山越　政榮
正六位に叙する（各通）
　大江　律子　奥山　元久
（警視正）
　中鉢　敏征　木下　忠一
　平野　順二　鈴木　薫
　湯本　正夫　西村　隆一
従六位に叙する（各通）
　久保　岩男　伴野多計弘
正七位に叙する
　菅野　昌善　永田　秀一
従七位に叙する（各通）（以上一月十五日）
　鶴田　六郎
正三位に叙する
（東京大学名誉教授）
　坂本　雄三
従四位に叙する
　本松　睦夫
正五位に叙する
　秋好　和則　斎藤紀一郎
従五位に叙する
　長谷川　滿　永岡　千昌
正六位に叙する（各通）
　松岡　靜泉　芦田雄二郎
　工藤　潔　新井　勇
　的場　文夫　鈴木　好美
　安田　彰　姫野　洋一
従六位に叙する（各通）
　安久　良司　川本　猛
　山本　義昭
正七位に叙する（各通）
　川崎　洋男　木村　幸且
　須藤　公充
従七位に叙する（各通）（以上一月十六日）
　大久保　浩　廣瀬　徹也
従四位に叙する（各通）
　河田　建一
正五位に叙する
　稲葉　㊨　岩松　文一
　奥村　宇
　成沢　克利　松田　博康
従五位に叙する（各通）
　岡田　義昭　佐伯　育聰
　古田　幹男　松島　久幸
　武居　富雄
　緑川　利衛
正六位に叙する（各通）
（桐生市議会議員）
　海野　昂　大野　豊
（大分県警部補）
　三城　紀彦　竹内　由昭
　藤崎　孝雄　三宅　健
従六位に叙する（各通）
　遠藤　三郎　吉川　鎭守
正七位に叙する（各通）
　甲斐　武敏　藤田　健
　水口　伸士
従七位に叙する（各通）（以上一月十七日）
（島根大学名誉教授）
　牧田　幸人
正四位に叙する
（琉球大学名誉教授）
　本郷富士彌
従四位に叙する
　飯塚　弘　岩崎　正雄
　佐々野信治　竹内　功
　田村　昌平　西坂　重和
正六位に叙する（各通）
　泉　邦芳　大川　善雄
　北園　安夫　小林惣三郎
　中尾　和男　西川　祐一
　渡辺　正幸
従六位に叙する（各通）
　五味澤作衛　齋藤　尚男
　津本　英機　柳井佐代子
正七位に叙する（各通）
　志村　高治
従七位に叙する（以上一月十八日）
　金泥　正博　渋谷　由勝
正七位に叙する（一月二十日）
　菊地　英司
正六位に叙する
　武田　匡央
正七位に叙する（以上一月二十一日）
　阿尻　章一　金田　彰
正七位に叙する（各通）（一月二十三日）
　村岡登美男
正七位に叙する（一月二十四日）
　北野　次哉
従六位に叙する（一月二十五日）

○叙勲

旭日単光章を授ける（一月十五日）
　福垣　令由
　芦田雄二郎
旭日双光章を授ける
　川崎　誠　和田　吉正
旭日単光章を授ける（各通）（以上一月十六日）
　新井　達夫
旭日双光章を授ける（一月十七日）
（桐生市議会議員）
　西川　祐一
旭日双光章を授ける
　太田　俊彦
旭日単光章を授ける（以上一月十八日）
　大江　律子　奥山　元久
　鈴木　薫
（警視正）
　中鉢　敏征
　平野　順二
　堀田　芳輝　松木　義明
瑞宝双光章を授ける（各通）
　西村　隆一　前田　幸雄
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上一月十五日）
　秋好　和則
　坂本　雄三
（東京大学名誉教授）
瑞宝小綬章を授ける（各通）
　川崎　洋男　斎藤紀一郎
　伴野多計弘　安久　良司
瑞宝双光章を授ける（各通）
　須藤　公充　山本　義昭
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上一月十六日）
　稲葉　㊨　大久保　浩
瑞宝小綬章を授ける（各通）
　岡田　義昭　奥村　宇
　遠藤　三郎　成沢　克利
　河田　建一
　竹内　由昭
　松田　博康　緑川　利衛
瑞宝双光章を授ける（各通）
（大分県警部補）
　石井　達哉
（琉球大学名誉教授）
瑞宝小綬章を授ける（各通）
　坂本　勝　佐々野信治
瑞宝双光章を授ける（各通）
　竹村　祐一　服部　尚文
　柳井佐代子
瑞宝双光章を授ける（各通）
　五味澤作衛　渡辺　正幸
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上一月十八日）
　金泥　正博　渋谷　由勝
瑞宝単光章を授ける（一月二十日）
　鈴木　政樹
瑞宝双光章を授ける
　武田　匡央
瑞宝単光章を授ける（以上一月二十一日）
　北野　次哉
瑞宝双光章を授ける（一月二十五日）

○叙勲

　狩野　猛夫
旭日小綬章を授ける（各通）
　三橋　勝郎
　上田代根子　岡本　豊美
　菅原　幸子　小白　幸記
　松本　正　西村　健一
　芳賀　俊之
旭日双光章を授ける（各通）
　村田　東助
　麻生　清堯　有若　茂
　飯田　昌弘　石川　常昭
　石賀　一男　伊藤　孝
　井上　忠幸　上田　早夫
　太田　勝彦　小笠原淳夫
　岡田　正徳　栗原　定美
　小澤　庄一　酒井　久和
　小林　照武　鈴木　宏枝
　鈴木　廣助　曽我　喜隆
　鈴木　一　滝本　悦央
　鈴木彌壽男　照屋　晃
　高橋　重明　永野　繁利
　滝澤　嗣男　橋本　一意
　武井　孝之　原　浩
　田中　義光　藤井　正義
　中村　清二　堀江　滿壽
　長岡　金吾　道上　善崇
　野中　孝次　諸伏　静江
　芳賀　捷利　山下　賢一
　服部　輝夫　山北　正高
　原　國男　渡邉　一司
　樋口　光久
　松本　國茂
　三浦　俊弘
　宮島　勝也
　宮崎　孝俊
　矢島　金之
　横山　幸夫
旭日単光章を授ける（各通）
　甲斐　武敏
　後藤　泰介
　藤田　健
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上一月十七日）
　田村　昌平
　本郷富士彌

安部　功　石部　薫　市川　勝緒
浦嶋　誠悦　江村　弘　小田桐正典
小吹　靜彦　垣内　典夫　金田　昌平
黒瀬　隆　小泉　浩　小西　孝治
小堀　修　西勝　文夫　清水　弘勝
下畑　勝利　杉田　博　鈴鹿　正道
鈴木　一郎　関口　善行　巽　一夫
谷口　誠示　玉置　昂義　戸川伊久治
時田　桂轟　恒男　豊田　勇
中村　和弘　南保　悟　西川　忠男
西島　正敏　西田　勝　野上　拓士
野間　幸治　廣川　清也　藤中　英治
堀江　利典　増田　重衛　松井　忠夫
松尾　昌一　丸山　靜夫　丸山　眞
山本　淹子　吉田　勇　和田　清

瑞宝小綬章を授ける（各通）

青塚　皓治　赤井　和子　赤井　敏男
緋田　正俊　淺香　敬　浅野　諭
浅野　眞冬　安座間　勇　熱海　巖
吾妻　正弘　穴田　昌　安孫子知久
阿部　榮一　阿部　典昌　阿部　嘉徳
淡路　勲　安藤　幸男　飯島　淳生
飯田　博也　五十嵐藤雄　池内　武士
池田　勝彦　池田　充克　伊崎喜代美
石井　勝義　石上　博　石原鍍岐夫
板垣　文夫　伊藤　昌昭　伊藤　善博
井上　勝行　井上　秀男　井上　正和
今井　洋子　岩佐　正昭　上野　光則
内田　信　内田　吉彦　内山　晃
宇都宮宜哉　梅津　一郎　江川　徹也
遠藤　陽子　大須賀敬子　太田　求
大西　仁司　大西　正博　大橋　邦尋
大場　實美　大港　捲二　大屋　弘
岡部　紘明　岡本　孝光　緒方　啓一
小川　信吉　奥村富治弘　小倉　薫
尾崎　靖　大佛　浚久　尾崎　壽
小野　勝弘　小野塚正男　小野寺　伯
尾本　匡毅　加賀谷福二　香川　始
柿添　修一　角田　隆　片貝三知男
片桐　幸逸　片山　忠一　片山　政美
加藤　勇　加藤　強　門脇　康雄
金澤　實　鎌田　康夫　加村　智代
亀岡　松人　川崎　芳弘　河内　忠之
川名　勲　河原　忠士　菊池　健夫
菊地　將光　喜舎場直子　北野　勝二

吉川　惇　木村　住子
清谷　惠宏　桐生　義一　工藤　徳子
工藤　光男　瞿曇　玄城　國澤　修
杭全　丈夫　黒澤　宣明　河本　坦
輿水　弘　小西　良輝　小林　重勝
小林　征子　小林　孝子　小林　満
小見山俊彦　近藤　勝一　近能壽太郎
根馬　弘文　齋藤賢之輔　齋藤　隆治
坂井　正治　酒谷　正憲　櫻井　孝男
櫻井　正次　櫻井　通夫　櫻木　清仁
佐藤　裕之　佐藤　衛　佐藤　芳徳
佐藤　禮三　鮫田　美波　猿谷　眞弘
佐藤　勲　佐藤　征　佐藤　友美
塩田　繁　柴田登与志　島袋　文雄
志水　俊司　下川原　勝　霜田　精奏
下平　洋雄　下村　光三　庄司　秀夫
白石總一郎　神宮　誠　神馬　清史
杉田　洋子　杉藤　至弘　杉原　論
鈴木　勝男　鈴木　功三　鈴木　茂
鈴木　虎男　鈴木　信隆　鈴木　正男
鈴木　吉昭　砂川　滿男　住川　征治
隅田　晉哉　清野　義秀　相馬　清二
祖父江義彦　田内　武　高垣　明彦
高田　善次　高次　祥安　高野　一郎
高橋　昭男　高橋　弘　高橋　宏光
高山　長司　田倉　正春　竹澤錬太郎
田代　豊稔　田鹿　彰三　田中　勝彦
田中　國宣　田中　正典　棚瀬　英一
田邊　勝利　谷内　敞　谷口　匡彦
田渕規矩夫　田部井　晃　田村　功
田村富美夫　田村萬里子　田村美繪子
爲田　一之　丹　三枝子　千葉　夏資
千葉　勝男　千葉　勇壽　塚田　久雄
塚原　勍　辻田　正雄　辻本　顯豊
鶴岡　正雄　寺尾　勝子　徳永　馨
友森　和子　内藤　満惠　奈賀　昭
中垣　惇　中口　崇　仲宗根　宏
仲谷　和男　中田　拓雄　中出栄三郎
仲埜　仁朗　仲野　春夫　中山　清志
中山　昌司　長岡　喜勇　長藤　惠一
永野　輝全　永濱　哲夫　永淵　定
七久保　治　西口　俊文　西田　立美
西田　登　西村　廣之　西山　敏夫
二反田慶二　沼尻　重信　根崎　正造
野田　貞男　野村　隆二　萩田　正義

木村津登志
工藤　徳子
國澤　修
河本　坦
小林　重勝
小林　満
近能壽太郎
齋藤　隆治
櫻井　孝男
櫻木　清仁
佐藤　友美
佐藤　芳徳
猿谷　眞弘
島袋　文雄
霜田　精奏
庄司　秀夫
神馬　清史
杉原　論
鈴木　茂
鈴木　正男
住川　征治
相馬　清二
高垣　明彦
高野　一郎
高橋　宏光
竹澤錬太郎
田中　勝彦
棚瀬　英一
谷口　匡彦
田村　功
田村美繪子
千葉　夏資
塚田　久雄
辻本　顯豊
徳永　馨
奈賀　昭
仲宗根　宏
中出栄三郎
中山　清志
長藤　惠一
永淵　定
西田　立美
西山　敏夫
根崎　正造
萩田　正義

橋本　寛　羽田　知
濱井　賢治　早川　寿一　早野　哲治
原田　健一　春名　武彦　半澤　良明
坂内　堅二　東　与喜雄　樋口　進
土方　隆　日向端　潔　平池　幸雄
平澤英二郎　平野　弘則　平野　正幸
平林　榮裕　深谷　學　福島智慧子
福田　準一　福地　秀好　福原　貞雄
藤井　忠重　藤井　浩　藤川　忠照
藤木　征矣　藤崎　景二　藤澤　利成
藤田　秩生　藤田　尚一　藤田　倦美
藤田　正裕　藤谷　征靖　藤林　修克
藤本　光明　藤本　宜男　藤原　信子
藤原　正一　古川　俊介　古橋冨士雄
帆足　久子　穂坂　訓　星　邦彦
星　仁子　星加　廣保　星野　吉也
星野　行雄　堀内　善仁　本郷　幹雄
牧　直美　牧野　潤　牧野　齊
牧原三千雄　増田　光彦　間瀬　良徳
松井　増継　松下　昭夫　松田　清司
松永　浩文　松本　米藏　丸山　克彦
圓山　達行　三谷　弘喜　三森　徳昭
嶺井　実　峯岸　正則　三原　英世
美作　明　宮下　輝義　宮本　守
迎　次男　村田　惇　村田　文生
村山　欽一　元持　亘　森岡　弘
森垣　剛　森田　忠克　森山　定雄
森山　嘉道　八木　勇　八木　和夫
柳沼　忠勝　八代　勇　山内　正衛
山浦　利明　山口　俊彦　山崎　昌良
山下　敏　山路　勝司　山地　三治
山中　信忠　山根　敏子　湯浅　貞夫
横山　京司　横山　新　吉川　正
吉澤　稔　吉田　明弘　吉田　蔵治
吉田　憲弘　吉田はる子　吉田　秀丸
吉村　武　与那覇　真　渡辺　一雄
渡辺　孝　渡部　志郎　和田　清美
和田　全立

瑞宝双光章を授ける（各通）

雨宮　進　石井　久夫　遠藤　軍一
岡田　清治　奥田　久勝　加藤　利春
齊藤　周三　重松　明　篠田　正治
高林　廉岳　鳥海　定吉　中野三千男
深野　勝男　本間　進　三上　主一
吉野　政男

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月一日）

皇室事項

親任式

二月十八日午後八時三十分、宮中において、内閣総理大臣高市早苗の親任式を行われた。

認証官任命式

二月十八日午後八時四十五分、宮中において、国務大臣林芳正、同平口洋、同茂木敏充、同片山さつき、同松本洋平、同上野賢一郎、同鈴木憲和、同赤澤亮正、同金子恭之、同石原宏高、同小泉進次郎、同木原稔、同松本尚、同牧野たかお、同あかま二郎、同黄川田仁志、同城内実、同小野田紀美、内閣官房副長官尾﨑正直、同佐藤啓及び同露木康浩の認証官任命式が行われた。

行幸啓

天皇皇后両陛下は、愛子内親王殿下を御同伴の上、二月十七日午後六時三十六分御出門、第百回国風盆栽展を御覧のため、東京都美術館（台東区）へ行幸啓、同九時四十一分還幸啓になった。

官庁報告

官庁事項

指定確認検査機関に対する監督命令に係る公示

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の30第1項の規定による監督命令をしたので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和8年2月24日

国土交通大臣　金子　恭之

1　監督命令をした年月日　令和8年2月3日

2　監督命令を受けた指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地並びに代表者の氏名　株式会社J建築検査センター　本社　東京都渋谷区渋谷一丁目十三番九号　渋谷支店　東京都渋谷区渋谷一丁目十三番九号　八重洲支店　東京都中央区八重洲二丁目十番十号　大阪支店　大阪府大阪市中央区北浜三丁目六番二十二号　福岡支店　福岡県福岡市中央区天神一丁目三番三十八号　代表取締役　丹野　智幸

3　監督命令の内容　確認検査の業務において著しく不適当な行為がなされたことに鑑み、当該行為が発生した原因を分析した上で、同様の確認審査を再発させないよう、審査マニュアルの改善、審査体制の整備等の具体的な改善措置を含む業務改善計画書を令和8年2月25日までに提出すること。

また、当該計画の提出の日から一年間、当該計画を確実に実施するため、その実施状況について同機関内に設置された監視委員会等の審議を経た上で、四半期ごとに国土交通大臣に報告すること。

4　監督命令の原因となった事実　建築物１件の確認審査において、その業務に従事する確認検査員が過失により脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和４年法律第69号）の規定による改正前の建築基準法第20条第１項第二号に基づく建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第36条第２項第三号の規定に適合しないことを見過ごし、指定確認検査機関として確認済証を交付した。

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の30第１項の規定による監督命令をしたので、同条第２項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和８年２月24日

国土交通大臣　金子　恭之

1　監督命令をした年月日　令和８年２月３日

2　監督命令を受けた指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地並びに代表者の氏名　株式会社西日本住宅評価センター　本社　大阪府大阪市西区北堀江二丁目二番二十五号　大阪支店　大阪府大阪市西区北堀江二丁目二番二十五号　神戸支店　兵庫県神戸市中央区京町七十五番地一　京都支店　京都府京都市中京区御池通間之町東入高宮町二百六番地　名古屋支店　愛知県名古屋市中区栄二丁目三番三十一号　豊橋事務所　愛知県豊橋市駅前大通一丁目二十七番地一　三重事務所　三重県津市栄町三丁目百四十一番一号　岡山支店　岡山県岡山市北区下石井二丁目一番十八号　福岡支店　福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十六番一号　松山事務所　愛媛県松山市宮田町百八番地　岐阜事務所　岐阜県岐阜市薮田南一丁目二番三号　広島支店　広島県広島市中区本川町二丁目六番五号　代表取締役　池内　信司

3　監督命令の内容　確認検査の業務において著しく不適当な行為がなされたことに鑑み、当該行為が発生した原因を分析した上で、同様の確認審査を再発させないよう、審査マニュアルの改善、審査体制の整備等の具体的な改善措置を含む業務改善計画書を令和８年２月25日までに提出すること。

また、当該計画の提出の日から一年間、当該計画を確実に実施するため、その実施状況について同機関内に設置された監視委員会等の審議を経た上で、四半期ごとに国土交通大臣に報告すること。

4　監督命令の原因となった事実　建築物１件の確認審査において、その業務に従事する確認検査員が過失により消防法（昭和23年法律第186号）第17条第１項に基づく消防法施行令（昭和36年政令第37号）第21条第１項第四号の規定に適合しないことを見過ごし、指定確認検査機関として確認済証を交付した。

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第77条の30第１項の規定による監督命令をしたので、同条第２項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和８年２月24日

国土交通大臣　金子　恭之

1　監督命令をした年月日　令和８年２月３日

2　監督命令を受けた指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地並びに代表者の氏名　日本ＥＲＩ株式会社　本社　東京都港区赤坂八丁目十番二十四号　札幌支店　北海道札幌市中央区北三条西三丁目一番地　盛岡支店　岩手県盛岡市中央通一丁目七番地二十五　仙台支店　宮城県仙台市青葉区本町二丁目一番二十九号　つくば支店　茨城県つくば市吾妻三丁目十五番十五号　宇都宮支店　栃木県宇都宮市馬場通り二丁目一番一号　高崎支店　群馬県高崎市栄町十六番十一号　さいたま支店　埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目九番一号　千葉支店　千葉県千葉市中央区新町三番地十三　東京支店　東京都千代田区神田須田町二丁目六番六号　立川支店　東京都立川市錦町三丁目五番二十二号　横浜支店　神奈川県横浜市西区高島二丁目六番三十二号　新潟支店　新潟県新潟市中央区東大通一丁目三番十号　金沢支店　石川県金沢市西念一丁目九番三号　長野支店　長野県長野市西後町千五百九十七番地一　松本支店　長野県松本市中央一丁目十七番十六号　静岡支店　静岡県静岡市駿河区森下町四番三十号　名古屋支店　愛知県名古屋市中村区名駅三丁目二十五番九号　三重支店　三重県津市羽所町七百番地　京都支店　京都府京都市中京区烏丸通押小路上る秋野々町五百三十五番地　大阪支店　大阪府大阪市中央区本町三丁目五番七号　神戸支店　兵庫県神戸市中央区小野柄通七丁目一番一号　岡山支店　岡山県岡山市北区新屋敷町一丁目一番十八号　広島支店　広島県広島市中区八丁堀十四番四号　山口支店　山口県山口市小郡高砂町一番八号　高松支店　香川県高松市番町二丁目十七番十五号　松山支店　愛媛県松山市三番町七丁目一番地二十一号　福岡支店　福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目二番一号　北九州支店　福岡県北九州市小倉北区浅野三丁目八番一号　長崎支店　長崎県長崎市万才町三番地五　熊本支店　熊本県熊本市中央区坪井二丁目一番四十二号　大分支店　大分県大分市金池町二丁目一番十六号　鹿児島支店　鹿児島県鹿児島市西田一丁目五番一号　代表取締役　庄子　猛宏

3　監督命令の内容　確認検査の業務において著しく不適当な行為がなされたことに鑑み、当該行為が発生した原因を分析した上で、同様の事案を再発させないよう、業務実施マニュアルの改善、業務実施体制の整備等の具体的な改善措置を含む業務改善計画書を令和８年２月25日までに提出すること。

また、当該計画の提出の日から一年間、当該計画を確実に実施するため、その実施状況について同機関内に設置された監視委員会等の審議を経た上で、四半期ごとに国土交通大臣に報告すること。

4　監督命令の原因となった事実　令和５年６月から令和７年５月の間に行った147件の確認について、法第93条第５項の規定により、指定確認検査機関は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第２条第１項に規定する特定建築物に該当する建築物に関して、法第６条の２第１項の規定による確認の申請を受けた場合等においては、遅滞なく、これを当該申請等に係る建築物の工事施工地又は所在地を管轄する保健所長に通知しなければならないにもかかわらず、当該通知を遅滞なく行わなかった。

公　告

諸　事　項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年２月24日

北陸地方整備局長　髙松　　諭

１　処分をした年月日　令和８年１月26日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社小島工務店　小島　健司　富山県高岡市野村1712番地　国土交通大臣許可（般－７）第4301号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　令和８年１月23日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失 踪 宣 告

除 権 決 定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申
立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

特別清算開始

令和７年（ヒ）第１４号
岐阜市加納黒木町２丁目１番地
清算株式会社　佐藤正株式会社
代表者代表清算人　佐藤　　誠
１　決定年月日　令和８年２月９日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
岐阜地方裁判所

特別清算終結

令和７年（ヒ）第１２号
栃木県那須塩原市宮町３番19号
清算株式会社　株式会社雅城
１　決定年月日　令和８年２月５日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
宇都宮地方裁判所第１民事部

令和７年（ヒ）第２０４５号
東京都新宿区新宿４丁目３番15号レイフラット新宿Ｂ棟
清算株式会社　パールプラス山梨株式会社
１　決定年月日　令和８年２月９日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第４２号
京都市下京区中堂寺坊城町31番地３
清算株式会社　株式会社和装三昧たち花
１　決定年月日　令和８年２月６日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
京都地方裁判所第５民事部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第２０８１号
東京都中央区入船１丁目６番３号朝日八丁堀マンション606
清算株式会社　株式会社ＶＯＣＥ
代表清算人　松本　能紀
１　決定年月日　令和８年２月９日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　弁済の方法
本協定に基づく弁済は、清算人代理柗野弘樹の事務所（東京都中央区新川２－３－４　新川田所ビル402　柗野弘樹法律事務所）において行う。但し、弁済の方法として、別紙記載の各協定債権者が特定の銀行預金口座宛への振込送金を文書で求めたときは、その指定口座宛に振込送金する方法により行うものとし、振込送金にかかる費用は清算株式会社の負担とする。なお、本協定に基づく弁済日に、上記場所にて弁済金を受領せず、または、同日までに特定の銀行預金口座への振込送金を文書で求めなかった協定債権者に対しては、清算株式会社は、当該弁済金を東京法務局に供託する。
２　端数の処理
第２・２⑴において算出される弁済金額について１円未満の端数は切り捨てる。
第２　協定債権の権利変更
１　定義
基準債権額とは、別紙記載の非保全債権残高をいう。
２　弁済及び免除
⑴　清算株式会社は、本協定の認可決定が確定した日から１カ月以内に、基準債権額の3.333％を支払う。
⑵　各協定債権者は、前記⑴の弁済を受けたときに、各協定債権の総額から前記⑴の弁済額を控除した残額（特別清算開始決定以後の損害金を含む）について、その債務を全額免除する。
第３　追加弁済
前記第２・２⑴の弁済後、清算株式会社に新たに財産が発見されたときは、これを速やかに換価し、その換価費用その他優先債権等を控除した残額を追加弁済の原資とし、基準債権額に基づき按分計算によって算定した額を追加弁済する。ただし、按分計算の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。この場合において前記第２・２⑵による免除の効力は、追加弁済額の限度で遡って効力を失う。
（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第１００７号
神戸市中央区磯辺通３丁目２番11号三宮ファーストビル702号
清算株式会社　日本水機調査株式会社
代表清算人　山本　政和
１　決定年月日　令和８年２月９日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、各協定債権者に対し、各協定債権者が有する協定債権の元金の13.04％の金員（１円未満を四捨五入）を、本協定の認可決定が確定した日から２週間以内に弁済し、各協定債権者は、この弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権に対応する債務の総額（元金、利息および損害金）から各弁済額を控除した残額につき、全部免除する。
２　前項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権の元金の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
３　前項の費用を除く未精算の清算費用は清算人の負担とする。
以上
神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（ヒ）第１８号

徳島県徳島市上八万町西山1333番地
清算株式会社　株式会社ＴＳ企画
代表清算人　宮本　和夫

1　決定年月日　令和８年２月９日

2　主文　次の協定を認可する。

協定

第１　通則

1　用語の定義

⑴　共益的債権

清算株式会社の解散日（同日を含む。）以降の原因によって生じた債権で、清算株式会社が清算結了するまでに要する共益目的の費用をいう。

⑵　優先債権

清算株式会社に対して、国税徴収法またはその例により徴収することのできる債権及び一般の先取特権その他一般の優先権がある債権をいう。

⑶　解散日

清算株式会社の解散日である令和５年７月31日をいう。

⑷　本件弁済日

本協定第３、２⑴に定める弁済日をいう。

⑸　徳島大正銀行

株式会社徳島大正銀行をいう。

⑹　阿波銀行

株式会社阿波銀行をいう。

⑺　商工組合中央金庫

株式会社商工組合中央金庫をいう。

⑻　日本政策金融公庫

株式会社日本政策金融公庫をいう。

⑼　オリックス

オリックス株式会社をいう。

2　弁済に関する通則的事項

⑴　本協定に定める弁済額の算定の際に生じる１円未満の端数は、切り上げる。

⑵　本協定に定める弁済は、原則として、清算株式会社が、各協定債権者より指定を受けた銀行口座宛に振り込む方法により支払う。この場合、振り込み手数料は清算株式会社の負担とする。なお、協定債権者が弁済期日の３日前までに銀行口座の指定をしないときは、清算人代理である弁護士西村直樹（大阪弁護士会所属）の所属する弁護士法人京阪藤和法律事務所大阪事務所（大阪市中央区北浜３丁目２番12号北浜永和ビル５階）においてこれを行うものとし、この弁済を受けるに要する交通費等の諸費用は協定債権者の負担とする。

3　本協定の効力発生の時期

本協定は、本協定の認可決定の確定により効力を生ずる。

第２　共益的債権及び優先債権の取扱い

共益的債権及び優先債権は随時、全額を弁済する。

第３　協定債権の取扱い

1　協定債権の概要

協定債権の額及び協定債権者の数は次のとおりである。

①協定債権の額

債権総額　１億2762万8267円及び額未定

内訳　元本　１億2638万6105円
解散日までの利息及び損害金　124万2162円
解散日の翌日以後の損害金　額未定

②協定債権者の数

６名

2　協定債権者の弁済

清算株式会社は、協定債権につき、以下のとおり弁済する。

⑴　弁済日

本協定の認可決定が確定した日の属する月の翌月の末日限りとする。

⑵　弁済額

協定債権者に対する弁済額は次のとおりとする。

ア　弁済総額

金4360万円

イ　算定方法

4360万円を弁済額算定における弁済総額とし、全ての協定債権者の有する協定債権の額の内、元本債権額を基準債権額として、弁済総額を基準債権額の割合に応じて按分して算定した額を弁済額とする。

ウ　各協定債権者への個別弁済額

前イに定める弁済額の算定方法に基づく各協定債権者に対する弁済額は、別紙弁済額等一覧表中「弁済額」欄に定めるとおりである。

第４　債務免除

協定債権者は、本協定の認可決定の確定日をもって、協定債権の内、各協定債権者への個別弁済額を除く、すべての残元本債権、利息及び損害金並びにその他一切の債権について免除する。

第５　新たな財産が発見された場合

1　本協定の認可決定日の翌日以降に新たな清算株式会社所有の財産が発見された場合は、清算株式会社は速やかにこれを換価し、その換価の完了までに発生済み又は今後の発生が見込まれる共益的債権及び優先債権を控除し、なお残余があるときはこれを弁済原資として、本件弁済日の１週間前までに換価が完了したときは本件弁済日に、本件弁済日の１週間前の翌日以降に換価が完了したときはその換価が完了した日から１か月以内に、本協定第３、２⑵イで定めた基準に応じ、各協定債権者に対して弁済する。

2　前項に定める弁済がなされたときは、当該弁済額の範囲で協定債権者は第４に定める免除を撤回する。

（別紙省略）

徳島地方裁判所民事部

令和７年（ヒ）第２０号

徳島県徳島市南島田町３丁目68番地１
清算株式会社　株式会社ＭＴＣ
代表清算人　長篠　　範

1　決定年月日　令和８年２月９日

2　主文　次の協定を認可する。

協定

第１　通則

1　用語の定義

⑴　共益的債権

清算株式会社の解散日（同日を含む。）以降の原因によって生じた債権で、清算株式会社が清算結了するまでに要する共益目的の費用をいう。

⑵　優先債権

清算株式会社に対して、国税徴収法またはその例により徴収することのできる債権及び一般の先取特権その他一般の優先権がある債権をいう。

⑶　解散日

清算株式会社の解散日である令和５年８月31日をいう。

⑷　本件弁済日

本協定第３、２⑴に定める弁済日をいう。

⑸　日本政策金融公庫

株式会社日本政策金融公庫をいう。

2　弁済に関する通則的事項

⑴　本協定に定める弁済額の算定の際に生じる１円未満の端数は、切り上げる。

⑵　本協定に定める弁済は、原則として、清算株式会社が、各協定債権者より指定を受けた銀行口座宛に振り込む方法により支払う。この場合、振り込み手数料は清算株式会社の負担とする。なお、協定債権者が弁済期日の３日前までに銀行口座の指定をしないときは、清算人代理である弁護士西村直樹（大阪弁護士会所属）の所属する弁護士法人京阪藤和法律事務所大阪事務所（大阪市中央区北浜３丁目２番12号北浜永和ビル５階）においてこれを行うものとし、この弁済を受けるに要する交通費等の諸費用は協定債権者の負担とする。

3　本協定の効力発生の時期

本協定は、本協定の認可決定の確定により効力を生ずる。

第２　共益的債権及び優先債権の取扱い

共益的債権及び優先債権は随時、全額を弁済する。

第３　協定債権の取扱い

1　協定債権の概要

協定債権の額及び協定債権者の数は次のとおりである。

①協定債権の額

債権総額　4150万7603円及び額未定

内訳　元本　4067万2999円
解散日までの利息及び損害金　83万4604円
解散日の翌日以後の損害金　額未定

②協定債権者の数

２名

２　協定債権者の弁済
清算株式会社は、協定債権につき、以下のとおり弁済する。
⑴　弁済日
本協定の認可決定が確定した日の属する月の翌月の末日限りとする。
⑵　弁済額
協定債権者に対する弁済額は次のとおりとする。
ア　弁済総額
金30万円
イ　算定方法
30万円を弁済額算定における弁済総額とし、全ての協定債権者の有する協定債権の額の内、元本債権額を基準債権額として、弁済総額を基準債権額の割合に応じて按分して算定した額を弁済額とする。
ウ　各協定債権者への個別弁済額
前イに定める弁済額の算定方法に基づく各協定債権者に対する弁済額は、別紙弁済額等一覧表中「弁済額」欄に定めるとおりである。

第４　債務免除
協定債権者は、本協定の認可決定の確定日をもって、協定債権の内、各協定債権者への個別弁済額を除く、すべての残元本債権、利息及び損害金並びにその他一切の債権について免除する。

第５　新たな財産が発見された場合
１　本協定の認可決定日の翌日以降に新たな清算株式会社所有の財産が発見された場合は、清算株式会社は速やかにこれを換価し、その換価の完了までに発生済み又は今後の発生が見込まれる共益的債権及び優先債権を控除し、なお残余があるときはこれを弁済原資として、本件弁済日の１週間前までに換価が完了したときは本件弁済日に、本件弁済日の１週間前の翌日以降に換価が完了したときはその換価が完了した日から１か月以内に、本協定第３、２⑵イで定めた基準に応じ、各協定債権者に対して弁済する。
２　前項に定める弁済がなされたときは、当該弁済額の範囲で協定債権者は第４に定める免除を撤回する。

（別紙省略）

徳島地方裁判所民事部

再生手続終結

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年二月十三日

掲載頁　一四七頁（号外第三十一号）

令和八年二月二十四日

東京都渋谷区渋谷三丁目一〇番一三号

（甲）ランサーズ株式会社

代表取締役　秋好　陽介

東京都渋谷区渋谷三丁目一〇番一三号

（乙）ＭＥＮＴＡ株式会社

代表取締役　安川久美子

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年三月三十一日

掲載頁　七十四頁（号外第七十二号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年三月三十一日

掲載頁　七十四頁（号外第七十二号）

令和八年二月二十四日

東京都品川区西五反田八丁目九番五号

（甲）株式会社フルキャスト

代表取締役　坂巻　一樹

東京都品川区西五反田八丁目九番五号

（乙）株式会社フルキャストポーター

代表取締役　小田　延宏

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）

掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月二十七日

掲載頁　一〇二頁（号外第一四六号）

令和八年二月二十四日

千葉県松戸市小金きよしケ丘三丁目二一番地の一　（甲）株式会社ホンダカーズ東葛

代表取締役　伊藤　淳一

千葉県松戸市小金きよしケ丘三丁目二一番地の一

（乙）株式会社東葛ホールディングス

代表取締役　熊倉　栄一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
　掲載の日付　令和七年十二月十九日
　掲載頁　八十頁（号外第二七七号）
（乙）掲載　官報
　掲載の日付　令和七年十二月十九日
　掲載頁　六十八頁（号外第二七七号）

令和八年二月二十四日
　東京都台東区台東一丁目三番五号
（甲）東京ニュークリア・サービス株式会社　代表取締役　藤江　宏和
　青森県三沢市東岡三沢一丁目一四二番五号
（乙）東北ニュークリア株式会社　代表取締役　天野　晋

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.seino.co.jp/ssx/
（乙）掲載紙　官報
　掲載の日付　令和七年六月十一日
　掲載頁　八十頁（号外第一二九号）

令和八年二月二十四日
　東京都江東区辰巳三丁目一〇番二三号
（甲）セイノースーパーエクスプレス株式会社　代表取締役　平井　克昌
　大阪府門真市四宮二丁目三番一五号
（乙）セントラル物流株式会社　代表取締役　平井　克昌

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
　掲載の日付　令和七年六月九日
　掲載頁　四十九頁（号外第一二六号）
（乙）掲載　官報
　掲載の日付　令和八年一月十六日
　掲載頁　八十五頁（号外第九号）

令和八年二月二十四日
　東京都渋谷区道玄坂一丁目二一番一号
（甲）株式会社ＰＬＡＹ　代表取締役　黒田　和道
　東京都新宿区西新宿三丁目二〇番二号
（乙）株式会社ビデオマーケット　代表取締役　小野寺圭一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）掲載　日刊工業新聞
　掲載の日付　令和七年七月二十五日
　掲載頁　五頁

令和八年二月二十四日
　東京都千代田区丸の内二丁目七番二号
（甲）エムキャップ十九号株式会社　代表取締役　市原　康隆
　東京都千代田区鍛冶町二丁目七番一四号
（乙）リードスピーカー・ジャパン株式会社　代表取締役　太田　光昭

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://mt.united.jp/
（乙）掲載　官報
　掲載の日付　令和七年七月四日
　掲載頁　三十七頁（号外第一五四号）

令和八年二月二十四日
　東京都渋谷区渋谷一丁目二番五号
（甲）ユナイテッドマーケティングテクノロジーズ株式会社　代表取締役　伊良子真史
　東京都渋谷区渋谷一丁目二番五号
（乙）株式会社Ｔ４ＡＤ　代表取締役　伊良子真史

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
　掲載の日付　令和八年二月二日
　掲載頁　一二五頁（号外第二十二号）
（乙）掲載　官報
　掲載の日付　令和八年二月二日
　掲載頁　一一九頁（号外第二十二号）

令和八年二月二十四日
　東京都新宿区新宿一丁目三四番一五号
（甲）セントラルフィルター工業株式会社　代表取締役　白旗　康宏
　東京都新宿区新宿一丁目三四番一五号
（乙）株式会社ＣＦＥＭ　代表取締役　白旗　康宏

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年四月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年二月十七日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.oozx.co.jp/
（乙）http://www.oozx.co.jp/

令和八年二月二十四日
　神奈川県藤沢市円行一丁目二二番地の一
（甲）株式会社ジャトス　代表取締役　茨木　徹
　静岡県菊川市三沢一五〇〇番地の六〇
（乙）株式会社テトス　代表取締役　土屋　勝彦

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞
　掲載の日付　令和八年二月十二日
　掲載頁　三頁
（乙）掲載　日刊工業新聞
　掲載の日付　令和八年二月十二日
　掲載頁　三頁

令和八年二月二十四日
　神奈川県厚木市岡田三〇五〇番地
（甲）株式会社レンブラントホテルマネジメント　代表取締役　小巻　邦道
　神奈川県厚木市岡田三〇五〇番地
（乙）株式会社レンブラントイン　代表取締役　小巻　邦道

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
　掲載の日付　令和八年二月十六日
　掲載頁　八十六頁（号外第三十二号）
（乙）掲載　官報
　掲載の日付　令和八年二月十六日
　掲載頁　九十五頁（号外第三十二号）

令和八年二月二十四日
　新潟市中央区美咲町一丁目九番四八号
（甲）アサヒアレックスホールディングス株式会社　代表取締役　石倉　茂雄
　仙台市太白区長町南四丁目一一番一八号二階
（乙）アサヒアレックス東日本株式会社　代表取締役　石倉　潤

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、両法人の社員総会の承認決議は令和八年三月一日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十四日

名古屋市名東区猪子石原三丁目五〇二番地

（甲）土地家屋調査士法人スペースＧＲ

ＯＵＰ　社員　磯崎　剛史

愛知県あま市新居屋山一〇四番地

（乙）土地家屋調査士法人マスト

社員　杉本　昭仁

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年三月二十五日であり、甲の株主総会の承認決議は令和八年三月十八日に予定しております。また、乙は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議は経ずに合併を決定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月三十一日

掲載頁　一六九頁（号外第一七五号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月三十一日

掲載頁　一六九頁（号外第一七五号）

令和八年二月二十四日

愛知県名古屋市南区滝春町一番八〇

（甲）鯱バス株式会社

代表取締役　宇津木　滋

愛知県名古屋市南区滝春町一番八〇

（乙）株式会社オルカレストランシステム

代表取締役　福山　明

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年十一月四日

掲載頁　八十七頁（号外第二四三号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年十月二十七日

掲載頁　五十二頁（号外第二三八号）

令和八年二月二十四日

名古屋市北区辻本通一丁目二一番地

（甲）株式会社平安閣

代表取締役　玉田　直樹

名古屋市北区辻本通一丁目二一番地

（乙）株式会社レジット

代表取締役　玉田　直樹

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併の概要は次のとおりです。

一、合併効力発生日　令和八年四月一日

二、合併承認決議　令和七年八月二十九日付臨時株主総会（甲乙いずれも会社法第三百十九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意）

三、合併比率　共通の完全親会社を有する完全子会社同士の合併につき定めておりません。

四、その他　効力発生日をもって商号を株式会社Ｍｅｔａｌ　Ｏｎｅ　Ｎｅｘｕｓと変更し、甲の本店を乙の本店所在地に移転いたします。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

尚、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年六月二十六日

掲載頁　一四四頁（号外第一四四号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年六月二十六日

掲載頁　一四二頁（号外第一四四号）

令和八年二月二十四日

大阪市北区中之島二丁目二番七号

（甲）株式会社メタルワン特殊鋼

代表取締役　奥山　浩二

東京都千代田区丸の内二丁目七番二号

（乙）株式会社メタルワン鉄鋼製品販売

代表取締役　市川　敦士

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併の概要は次のとおりです。

一、合併効力発生日　令和八年四月一日

二、合併承認決議　令和七年八月二十九日付臨時株主総会（甲乙いずれも会社法第三百十九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意）

三、合併比率　共通の完全親会社を有する完全子会社同士の合併につき定めておりません。

四、その他　効力発生日をもって商号を株式会社Ｍｅｔａｌ　Ｏｎｅ　Ｎｅｘｕｓと変更し、甲の本店を乙の本店所在地に移転いたします。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

尚、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年六月二十六日

掲載頁　一四四頁（号外第一四四号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年六月二十六日

掲載頁　一四二頁（号外第一四四号）

令和八年二月二十四日

大阪市北区中之島二丁目二番七号

（甲）株式会社メタルワン特殊鋼

代表取締役　奥山　浩二

東京都千代田区丸の内二丁目七番二号

（乙）株式会社メタルワン鉄鋼製品販売

代表取締役　市川　敦士

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、両社の株主総会の承認決議（会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意）は令和八年三月十一日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.dinsgr.co.jp/

（乙）https://www.dinsgr.co.jp/

令和八年二月二十四日

兵庫県西宮市浜脇町六番二三号

（甲）株式会社コウキ

代表取締役　杉田　光男

兵庫県西宮市浜脇町六番二三号

（乙）株式会社ケイプラス

代表取締役　日髙　博文

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年三月三十一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年二月十九日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月八日

掲載頁　六十三頁（号外第一五六号）

（乙）http://www.asa-epn.jp/ir/00000995/35wj/

令和八年二月二十四日

熊本県熊本市中央区九品寺五丁目七番二九号

（甲）ヒノマル株式会社

代表取締役　安武　広信

東京都中央区日本橋三丁目二番五号

（乙）ヒノマルホールディングス株式会社

代表取締役　菅　光輝

吸収分割公告

左記会社は、吸収分割して甲は乙のスマートホームサービスの開発、提供等に関する事業に係る権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしましたので公告いたします。

この吸収分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年二月二十四日

東京都千代田区大手町一丁目六番一号大手町ビル一階

（甲）株式会社ＨＯＭＥＴＡＣＴ

代表取締役　橘　嘉宏

東京都千代田区大手町一丁目一番一号

（乙）三菱地所株式会社

代表執行役　中島　篤

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産管理並びに運用事業の一部に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月十六日
掲載頁　七十一頁（号外第一六三号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年二月四日
掲載頁　六十一頁（号外第二十五号）

令和八年二月二十四日
東京都台東区東上野一丁目一番一四号
（甲）株式会社大都製作所
代表取締役　木原　海鵬

東京都台東区東上野一丁目一番一四号
（乙）大都販売株式会社
代表取締役　木原　海鵬

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のＭＣＳ（メディカルケアステーション）事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月十七日
掲載頁　六十九頁（号外第一六四号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月九日
掲載頁　七十八頁（号外第一五七号）

令和八年二月二十四日
東京都中央区日本橋箱崎町一九番二一号
ＭＳＨ日本橋箱崎ビル一四階
（甲）株式会社コラボスクエア
代表取締役　安藤　井達

東京都中央区日本橋箱崎町一九番二一号
ＭＳＨ日本橋箱崎ビル一四階
（乙）エンブレース株式会社
代表取締役　荒木　真哉

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割によりａｕペイメント株式会社（乙、住所東京都港区港南二丁目一六番一号）のＷｅｂＭｏｎｅｙ事業の一部に関する権利義務を承継することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年三月三十一日であります。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.aiful.co.jp/group/ir/
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月十六日
掲載頁　九十四頁（号外第一三二号）

令和八年二月二十四日
東京都中央区銀座一丁目六番二号
ビットキャッシュ株式会社
代表取締役　下條　尚

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の加工事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年八月四日
掲載頁　七十七頁（号外第一七七号）

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年二月二十四日
東京都中央区日本橋三丁目一二番一号
（甲）パーカー加工株式会社
代表取締役　尾﨑　文一

東京都中央区日本橋二丁目一六番八号
（乙）日本パーカライジング株式会社
代表取締役　青山　雅之

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社ストライク（乙、住所東京都千代田区大手町一丁目二番一号）のＭ＆Ａ仲介事業に関する権利義務を承継することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年四月一日であり、当社の株主総会の承認決議は令和七年十二月二十三日に終了しております。

また、乙は効力発生日をもって、商号を株式会社ストライクグループに変更する予定です。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年二月二十四日
東京都千代田区大手町一丁目二番一号
株式会社ストライク分割準備会社
代表取締役社長　荒井　邦彦

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙が営む総務部門及び経理部門、並びに安全管理部門、営業企画部門に関して有する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年十月二十四日
掲載頁　一二八頁（号外二三七号）

令和八年二月二十四日
愛知県東海市名和町天王前三三番地の一
（甲）株式会社ＭＴホールディングス
代表取締役　玉山　稔章

愛知県東海市名和町天王前三三番地の一
（乙）株式会社丸玉運送
代表取締役　玉山　稔章

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割によりトヨタすまいるライフ株式会社（乙、住所愛知県豊田市大林町一丁目八一番地）の住宅事業及びストック事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）https://smile.toyotahome.co.jp/company/announcement/

令和八年二月二十四日
愛知県豊田市大林町一丁目八一番地
トヨタホーム＆ＬｉＦＥ株式会社
代表取締役　近藤　浩司

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の子会社管理事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年十一月四日
掲載頁　八十七頁（号外第二四三号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年十一月十一日
掲載頁　六十二頁（号外第二四八号）

令和八年二月二十四日
名古屋市北区辻本通一丁目二一番地
（甲）株式会社平安閣
代表取締役　玉田　直樹

愛知県一宮市緑四丁目一番二号
（乙）株式会社平安閣
代表取締役　玉田　直樹

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ＯＯドライビングスクール（住所岡山県玉野市用吉一六九七番地一）に対して当社の自動車教習所事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://nh-f.co.jp
令和八年二月二十四日
千葉県市原市八幡海岸通一番地
株式会社ＮＨファシリティーズ
代表取締役　桃枝　義彦

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ヒビキ（住所埼玉県吉川市きよみ野三丁目一三番地二二）に対して当社の不動産賃貸事業及び投資事業の一部並びにネイルサービス事業の全部に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年二月十三日

掲載頁　一四七頁（号外第三十一号）

令和八年二月二十四日

東京都渋谷区神宮前四丁目三一番一一号

株式会社ジェイ・キューブ

代表取締役　田中　肇

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社コラボクリエイト（住所東京都中央区日本橋箱崎町一九番二一号ＭＳＨ日本橋箱崎ビル一四階）に対して当社のメーカー物流受託事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月二十四日

掲載頁　九十九頁（号外第一四一号）

令和八年二月二十四日

東京都中央区日本橋箱崎町一九番二一号

ＭＳＨ日本橋箱崎ビル一四階

株式会社エス・ディ・コラボ

代表取締役　副島　秀継

新設分割公告

当社は新設分割により新設するティーアーク株式会社（住所富山市新庄本町二丁目九番七九号）に対して当社の自動車修理及び鈑金塗装事業の一部に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年二月二十四日

富山市下熊野七三六番地五

有限会社バックヤード

取締役　岩城　厚

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月三日であり、組織変更後の商号は株式会社Ｂ．Ｓ．Ｙとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十四日

宮城県仙台市宮城野区鶴ケ谷字京原二〇

合同会社Ｂ．Ｓ．Ｙ

代表社員　髙橋　寿季

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十四日

埼玉県所沢市上安松八一九―七

ＳＨＵＢＨＡＭ合同会社

代表社員　ギミーレ・ビム・ラル

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十四日

埼玉県久喜市江面一九〇〇番地九

おかのこファーム合同会社

代表社員　岡野　彰

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十四日

千葉県柏市豊四季台一丁目四番五四号

合同会社ＳＡＮＳＥＩ

代表社員　小澤　勇介

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十四日

東京都板橋区向原二丁目二三番八号

合同会社いたばしトゲトゲ

代表社員　伊東　修平

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十四日

東京都渋谷区道玄坂一丁目一〇番八号渋谷道玄坂東急ビル二Ｆ―Ｃ

合同会社ブリスブランド

代表社員　安藤　正悟

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十四日

東京都新宿区富久町九番一一―一〇六号

ｅｆＦｏｒｔ合同会社

代表社員　福吉　アリ

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十四日

横浜市西区浅間町四丁目三三四番地九クリオ横濱浅間町三〇三号

合同会社九頭龍工業

代表社員　宮田　武信

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十四日

石川県野々市市御経塚三丁目三二五番地

合同会社Ｈａｖ

代表社員　谷　敦史

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、組織変更後の商号は株式会社キッシュザワークとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十四日

山梨県北杜市大泉町西井出七二一五―三

合同会社Ｋhish the Work

代表社員　菱沼　乾

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十四日

岐阜県各務原市新鵜沼台四丁目一六〇番地

合同会社ありんこだよ

代表社員　山根　在

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号はＵＯＺＡ株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十四日

名古屋市天白区弥生が岡二〇一番地の一シティハウス八事六〇二号

ＵＯＺＡ合同会社

代表社員　ン・スースー・アネット

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社ヒコエンタープライズとします。

効力発生日は令和八年三月二十五日であり、当社の総社員の同意の取得は令和八年二月十一日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十四日

福岡市博多区博多駅南二丁目一―九博多筑紫通リセンタービル一Ｆ

とぎ名人合同会社

代表社員　坂口　公彦

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十万円減少し四十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十四日

仙台市青葉区中央四丁目八番一七号

合同会社ブルーオーシャン

代表社員　児島　寛行

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五億五千二百四十六万九千八百三十円減少し五千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年三月二十七日であり、株主総会の決議は、令和八年二月二十四日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年七月二十四日

掲載頁　二〇七頁（号外第一六九号）

令和八年二月二十四日

山形県鶴岡市北京田字下鳥ノ巣二三番地一

株式会社ＳＨＯＮＡＩ

代表取締役　山中　大介

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一万円減少し五十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十四日

福島県南相馬市鹿島区寺内字塚合一二四番地の三

合同会社かにたべたい

代表社員　米田　拓美

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億円減少し五千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月八日

掲載頁　六十五頁（号外第一五六号）

令和八年二月二十四日

茨城県東茨城郡大洗町磯浜町八二四九番地の一〇

株式会社ＰＲＳ大洗

代表取締役　佐藤　公春

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九億九千四百五万円減少し、一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00001496/o25j/

令和八年二月二十四日

東京都中央区京橋二丁目二番一号

株式会社ＢＣＭ３８

代表取締役　檀野　英次

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金三十三億八千万円減少し金一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月十二日

掲載頁　六十三頁（号外第一三〇号）

令和八年二月二十四日

東京都港区東新橋一丁目九番一号

株式会社Ｄ２Ｃ

代表取締役　岡　勇基

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億五千万円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十二月十九日

掲載頁　七十九頁（号外第二七七号）

令和八年二月二十四日

東京都千代田区内幸町二丁目二番二号

株式会社東京アールアンドデー

代表取締役　松本　浩征

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七億七十二万五千六百六十二円減少し、減少する資本金の全額を資本準備金として処理することにいたしました。また、本減資の効力発生日までの日を払込期日又は払込期間の末日とする株式の発行があった場合には、資本金の額を当該株式発行により増加する資本金の額と同額分減少し、本減資の効力発生日時点における最終的な資本金の額を一億円とし、その全額を資本準備金として処理することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年八月十二日

掲載頁　五十四頁（号外第一八二号）

令和八年二月二十四日

東京都港区赤坂一丁目八番一号

株式会社Ｏｒｂｉｔａｌ　Ｌａｓｅｒｓ

代表取締役　福島　忠徳

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金四億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年七月九日

掲載頁　七十六頁（号外第一五七号）

令和八年二月二十四日

東京都千代田区大手町二丁目六番四号

東京海上ヘルスケア株式会社

代表取締役　上原　淳

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億二千五百万円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年六月二十三日

掲載頁　一〇二頁（号外第一三九号）

令和八年二月二十四日

東京都渋谷区桜丘町二九番一二号

ＳＩＭＰＬＥＸ　ＱＵＡＮＴＵＭ株式会社

代表取締役　齋藤　龍

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億五百円減少し、一億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、株主総会の決議は、令和八年二月十六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、令和八年三月二十四日までにお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年二月二十四日

東京都千代田区丸の内二丁目七番二号

エムキャップ十七号株式会社

代表取締役　市原　康隆

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億七十四万九千五百七十円減少し五千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年三月二十七日であり、株主総会の決議は、令和八年二月二十四日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月二十四日

掲載頁　二二六頁（号外第一六九号）

令和八年二月二十四日

東京都小金井市中町二丁目二四番一六号農工大・多摩小金井ベンチャーポート一〇一号室

株式会社ＮＥＷＧＲＥＥＮ

代表取締役　山中　大介

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金七億三千六百三十三万五千円減少することにいたしました。ただし、当社が発行している新株予約権が令和七年十一月二十一日から資本金の額の減少の効力発生日までの期間に行使された場合には、当該新株予約権の行使に伴う新株発行により増加する資本金の額と同額分を合わせて減少し、また同期間に当社が新株式を発行した場合には、当該新株式の発行により増加する資本金の額と同額分を合わせて減少することにより、最終的な資本金の額を金五千万円といたします。

効力発生日は令和八年三月二十七日であり、株主総会の決議は、令和八年二月十三日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年二月二十四日

神奈川県川崎市川崎区東田町一番地二

オンコセラピー・サイエンス株式会社

代表取締役　嶋田　順一

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二十五億円減少することにいたしました。

ただし、同時に株式の発行により増額いたしますので、効力発生日後の資本金の額は同日前を下回ることはありません。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.ishikawa-shouji.co.jp/

令和八年二月二十四日

石川県金沢市武蔵町一番一六号

石川商事株式会社

代表取締役社長　喜多　雅之

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億五千万円減少し五千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月三日

掲載頁　四十四頁（号外第一五二号）

令和八年二月二十四日

静岡県熱海市伊豆山一一七三番地の五三四

株式会社ＰＲＳ熱海

代表取締役　佐藤　公春

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十六億八〇〇〇万円減少し一億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年三月三十一日であり、株主総会の決議は、令和七年十二月五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月二十四日

掲載頁　一〇五頁（号外第一四一号）

令和八年二月二十四日

名古屋市中村区平池町四丁目六〇番地の一

二グローバルゲート八階

株式会社トヨタオートモールクリエイト

代表取締役　河合　利夫

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年二月十三日

掲載頁　一五七頁（号外第三十一号）

令和八年二月二十四日

岡山県玉野市八浜町波知一八番地五

株式会社三矢鉄工所

代表取締役　柏谷　忠

準備金の額の減少公告

当社は、株式会社社台ファーム山元及び株式会社社台サラブレッドクラブとの株式交換（以下「本株式交換」という。）により資本準備金の額が増加することを条件とし、本株式交換による資本準備金の増加額の全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況につきましては次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十月三十日

掲載頁　九十五頁（号外第二四一号）

令和八年二月二十四日

北海道千歳市東丘一二八八番地一四〇

株式会社社台ファーム

代表取締役　吉田　照哉

準備金の額の減少公告

当社は、令和八年三月三十一日を効力発生日とする株式会社未踏との株式交換により、資本準備金の額が増加することを条件として、その増加額全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年二月十六日

掲載頁　九十四頁（号外第三十二号）

令和八年二月二十四日

埼玉県草加市青柳六丁目一番一〇号

株式会社エム・ケイ・アール

代表取締役　斎藤　智子

準備金の額の減少公告

当社は、令和八年四月一日を効力発生日とする各株式交換によって増加した資本準備金の額の全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十月十六日

掲載頁　五十八頁（号外第二三〇号）

令和八年二月二十四日

名古屋市北区辻本通一丁目二一番地

株式会社名古屋冠婚葬祭互助会

代表取締役　玉田　直樹

準備金の額の減少公告

当社は、令和八年四月一日を効力発生日とする株式交換によって増加した資本準備金の額の全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十一月十一日

掲載頁　六十二頁（号外第二四八号）

令和八年二月二十四日

愛知県一宮市緑四丁目一番二号

株式会社平安閣

代表取締役　玉田　直樹

準備金の額の減少公告

当社は、令和八年二月二十日開催の臨時株主総会において、資本準備金の額を二十七億七千四百万円減少し、減少額全額を資本の欠損の填補に充てるべきことを決議いたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年六月二十五日

掲載頁　九十一頁（号外第一四三号）

令和八年二月二十四日

大阪府大阪市中央区大手前一丁目七番三一号

株式会社京阪カード

代表取締役　森　英貴

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億二千万円、資本準備金の額を一億二千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年二月五日

掲載頁　八十九頁（号外第二十六号）

令和八年二月二十四日

東京都練馬区豊玉北六丁目九番六号

株式会社サトウ商会

代表取締役　佐藤　博樹

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億九千四百二十七万六千五百七十二円、資本準備金の額を二億八千七百四十七万六千五百七十二円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://realglobe.jp/

令和八年二月二十四日

東京都千代田区神田三崎町二丁目二〇番地

四号

株式会社リアルグローブ

代表取締役　大畑　貴弘

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億九千五百二万五千円、資本準備金の額を一億九千九百九十七万五千円減少し、それぞれ五百万円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年二月二十四日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号株式会社赤坂国際会計内

ＦＯＲＴＵＮＥホールディングス株式会社

代表取締役　西野　貴司

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十九億四千万円から十八億四千万円減少し、また、令和八年二月十三日から令和八年三月三十一日までの日を払込期日とする株式の発行を条件として、資本金の額を当該株式発行により増加する資本準備金の額と同額分減少することにいたしました。

さらに、当社は、資本準備金の額を十九億四千万円から十八億四千万円減少し、また、令和八年二月十三日から令和八年三月三十一日までの日を払込期日とする株式の発行を条件として、資本準備金の額を当該株式発行により増加する資本準備金の額と同額分減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月十九日

掲載頁　一八五頁（号外第一三六号）

令和八年二月二十四日

東京都千代田区大手町一丁目五番一号

株式会社ＮＴＴドコモ・グローバル

代表取締役　栗山　浩樹

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千九百六十三万一千四百八十八円、資本準備金の額を十三億九千四十三万八千七百十二円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年二月二十四日

東京都港区北青山二丁目一一番三号

株式会社マイネット

代表取締役　岩城　農

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三百五十億円（ただし、令和八年三月三十一日までに最初に行う第三者割当増資に係る株式の発行により同時に増額する資本金の額がこれを下回る場合は、当該金額）、資本準備金の額を三百五十億円（ただし、令和八年三月三十一日までに最初に行う第三者割当増資に係る株式の発行により同時に増額する資本準備金の額がこれを下回る場合は、当該金額）、それぞれ減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月二日

掲載頁　一四七頁（号外第一五一号）

令和八年二月二十四日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

日本風力開発株式会社

代表取締役社長　藤谷　雅義

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億五千五百八十二万円、資本準備金の額を一億四千四百三十二万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月二十二日

掲載頁　一八七頁（号外第一六七号）

令和八年二月二十四日

名古屋市千種区千種二丁目二二番八号名古屋医工連携インキュベータ二〇三号

株式会社ｉＣｏｒＮｅｔ研究所

代表取締役　秋田　利明

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千五百万円、資本準備金の額を一千五百万円減少し、それぞれ四千万円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年二月二十四日

三重県津市河辺町四五番地

有限会社亀井園芸

代表取締役　亀井　健一

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千四百八十五万円、資本準備金の額を四千五百十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.web-public-notice.jp/5reA56S-00044

令和八年二月二十四日

大阪府大阪市中央区高麗橋四丁目二番七号

淀屋橋ホテルマネジメント株式会社

代表取締役　関口麻紀子

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一五〇〇百万円、資本準備金の額を一四百三十九百万円減少し、資本金の額を三〇百万円、資本準備金の額を六十一百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年三月二十五日であり、株主総会の決議は、令和八年一月二十三日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年九月三十日

掲載頁　一三四頁（号外第二一九号）

令和八年二月二十四日

兵庫県淡路市岩屋九二四番地一

株式会社ニジゲンノモリ

代表取締役　貞松　宏茂

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年二月二十四日

岩手県花巻市上似内第六地割一七五番地一

株式会社岩手米飯

代表取締役　小向　淳

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年二月二十四日

名古屋市中村区竹橋町五番五号

株式会社さかえビル

代表取締役　沖本　明道

合併公告及び合併につき株券等提出公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

また、乙は甲と合併して解散いたしますので、乙の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年四月一日までに乙にご提出下さい。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月三十日

掲載頁　二五〇頁（号外第一四八号）

令和八年二月二十四日

大阪府堺市堺区匠町一番地

（甲）シャープ株式会社

代表取締役　沖津　雅浩

奈良県天理市櫟本町二六一三番地の一

（乙）シャープセンシングテクノロジー株式会社

代表取締役　小菅　一徳

合併公告及び組織変更公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

また、甲は、この合併の効力発生を条件として同日付で株式会社に組織変更することといたしました。

組織変更後の商号はスノーリオ株式会社とします。

この合併または組織変更に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十四日

大阪市鶴見区鶴見五丁目一番一一―五〇五号

（甲）ライヒメル合同会社

代表社員　松本　則彦

大阪市北区梅田一丁目二番二号大阪駅前第二ビル一二―一二

（乙）スノーリオ合同会社

代表社員　松本　則彦

吸収分割公告及び合併公告

左記会社のうち、乙及び丙は吸収分割して、丙は乙の北九州支社に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。（以下「本吸収分割」といいます）

また、左記会社のうち、甲及び乙は本吸収分割後に同日付で合併し、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。（以下「本吸収合併」といいます）

本吸収分割及び本吸収合併の効力発生日はいずれも令和八年四月一日であり、本吸収分割については、乙は会社法第七八四条第二項、丙は同第七九六条第二項、本吸収合併については、甲は同第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに行うことを決定しております。

本吸収分割及び本吸収合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月三十日

掲載頁　一九二頁（号外第一四八号）

（丙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月二十八日

掲載頁　一七九頁（号外第一七一号）

令和八年二月二十四日

福岡市中央区天神一丁目一一番一号

（甲）西日本鉄道株式会社

代表取締役　林田　浩一

福岡市中央区那の津三丁目八番一五号

（乙）西鉄観光バス株式会社

代表取締役　湯地　雅夫

北九州市小倉北区砂津一丁目一番二号

（丙）西鉄バス北九州株式会社

代表取締役　吉田　透

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金十一億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.web-public-notice.jp/44OU56S-00034

令和八年二月二十四日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ピーピーエフエー・ジャパン・ワン特定目的会社

取締役　中村　武

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金三十九億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.web-public-notice.jp/44OU56S-00046

令和八年二月二十四日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ピーピーエフエー・ジャパン・ナイン特定目的会社

取締役　鈴木　真希

訂正公告

令和八年二月十六日（号外第三十二号）掲載の解散公告中、清算人「直井　輝雄」とあるは「直井　照雄」の誤りにつき訂正いたします。

令和八年二月二十四日

東京都北区中十条三丁目六番一三号

ネットキャドコンピュータサービス有限会社

清算人　直井　照雄

取消公告

令和八年二月六日（号外第二十七号）掲載の資本金の額の減少公告及び決算公告（枠組）中、資本金の額の減少公告のみを取消します。

令和八年二月二十四日

東京都港区高輪二丁目一七―一一オーク高輪ビル五階

Ｔｅｒｒａ　Ｍｏｔｏｒｓ株式会社

代表取締役　高橋　成典

正誤

ページ	段	行	誤	正
六	上	表中関係告示欄中終りから一〇～八号	平成五年文部省告示第百五十一号	平成五年文部省告示第百五十二号

令和七年六月十二日海上保安庁告示第十三号（航路標識に関する件）

（原稿誤り）

目次及び本文において、法規的告示欄からその他告示欄に移動する。

令和七年三月十日（号外第四十七号）文部科学省告示第二十四号（特別史跡に地域を追加して指定する件）

（原稿誤り）

目次及び本文において、法規的告示欄からその他告示欄に移動する。

令和七年六月十八日（号外第百三十四号）海上保安庁告示第十四号（航路標識に関する件）

（原稿誤り）

目次及び本文において、法規的告示欄からその他告示欄に移動する。

令和七年六月二十日（号外第百三十七号）海上保安庁告示第十五号（伊勢湾海上交通センターが運用する伊良湖岬船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示等の一部を改正する告示）

（原稿誤り）

目次及び本文において、その他告示欄から法規的告示欄に移動する。

令和七年十一月五日海上保安庁告示第二十七号（航路標識に関する件）

（原稿誤り）

六　一　五三三―五〇―五三三―五〇―五六　五

令和八年一月五日海上保安庁告示第一号（古山船舶通航信号所に関する告示を廃止する告示）

（原稿誤り）

目次及び本文において、法規的告示欄からその他告示欄に移動する。